

○奈良市立図書館協議会条例

平成21年3月31日条例第6号

改正

平成24年3月30日条例第6号

奈良市立図書館協議会条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、奈良市立図書館に奈良市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、奈良市立中央図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

図書館協議会の委員	日額	9,500円
-----------	----	--------

附 則（平成24年3月30日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。